

# 審査観

## 巻・頭・言

特許庁技術懇話会 平成20年度常任委員 萩原 周治



昨年の10月31日、経済産業省では勤続20周年の表彰が行われました。今年度の対象は昭和63年に特許庁に入庁された方々で、対象者の所属する部署ではお祝い会が行われたところも多かったのではないかと思います。そして、平成10年に入庁した私は勤続10周年を迎えたこととなります。改めて「10年」と聞くと、何とはなしに感慨深いものを感じます。

特許庁に入庁する前の私は、一応研究者の端くれとして、大学院の修士課程で研究を行っていました。ひたすら試料を作製してはその物性を測定し、測定したデータを解析して考察を行う、思うような結果が出ない時はその原因を調べ、再度試料の作製からやり直す、という日々の繰り返しでした。というより、思うような結果が得られなかった時間がほとんどで、何度も試行錯誤を繰り返した上、ようやく修士課程を修了できるだけの結果を出した、という方が正確です。

その後、平成10年に私は特許庁に入庁します。当時は、知的財産の重要性が広く認識され始めた頃であったように記憶しています。そして入庁後の10年間は、以前から問題となっていた審査の滞貨についての様々な施策が打ち出された10年間でした。

まず、2003年度に策定された「知的財産推進計画」の中で、特許審査を迅速化することが明記されました。翌2004年度には、審査の順番待ち期間を、2008年に30ヶ月未満、2013年には11ヶ月とするという、具体的な中期目標・長期目標が設定されました。今年度はこの中期目標にあたる年であり、会員の皆様におかれましても、この目標の達成に向けた努力を行っている最中であるかと思えます。さらに、「知的財産推進計画」を基に、任期付き審査官の採用、対話型審査件数の増加、先行技術調査の登録調査機関への外注開始など、庁をあげての施策が次々と実施されていきました。

また、この「知的財産推進計画」では、特許審査に対し、

「迅速さ」に加えて、「的確さ」も求められています。特許となった時に付与される強力な独占権を考えれば、審査結果が的確なものでなくてはならないのは明らかですし、「的確な審査」＝審査の「質」である以上、他の何を頼るわけにもいかず、ここは苦しくても歯を食いしばって努力するしかありません。

ところで、入庁して以降の自分を振り返ってみると、一抹の不安を感じるがあります。1つの結果を出すために、何週間、何ヶ月、場合によっては1年を超える時間を費やし、少しでも良い結果を出すために、様々なパラメータを少しずつ変えて実験を繰り返す……その努力の成果物である特許出願を、発明が生まれるまでと比較して一瞬としかいいようのない短い時間で評価し、試行錯誤の末に得られた数値限定は、審査基準に従って「実験的に数値範囲を最適化又は好適化したもの」として進歩性を否定する。審査とはそういうものだと言われればそれまでですが、それを自分が行っているということが、曲がりなりにも研究に携わったことのある者としては、あまりに大それたことをやっているのではないかという疑問や葛藤を感じざるを得ません。

とはいえ、「特許権」が強力な独占権であり、また、滞貨減少を目標に掲げている以上、このような審査の進め方が妥当なものであることは間違いないといつてよいと思えます。事実、日本特許庁の行う審査は、ユーザーからも一定の高い評価が得られています。結局、このような不安や疑問、葛藤は、審査官にとって不可避なものなのかもしれません。このような不安や疑問、葛藤に、責任感の加わった思いを抱えつつ、法令に従って淡々と審査処理を進めることが、自分の審査官としての務めであると考えて、これからの審査官人生を過ごしていきたいと思えます。

最後に、この2009年が会員の皆様方にとって良い一年となりますよう御祈念申し上げて、結びの言葉とさせていただきます。